

# 資料 6

## 富山県消費者基本計画中間とりまとめ（素案）に対するご意見

### 1 ご意見

番号	該当資料	該当箇所	ご意見
1	資料 5	P53 ①学校等における消費者教育の推進【施策の方向性】 （ア 学習指導要領に基づいた消費生活に係る学習の履修）	文章には、実施する学校や教科が具体的に書かれており、どの教科で学習するのか分かり易いと思う。文部科学省から「学習指導要領における消費者教育に関する主な内容（抜粋）」が出されており、消費者教育に関する内容が、教科別、段階的にまとめられているので、内容もとても分かり易いと思う。そこで、「参考：学習指導要領における消費者教育に関する主な内容（抜粋）」などと付け足しておけば、さらに取り組み易いのではないか。
2	資料 5	P54 ①学校等における消費者教育の推進【具体的施策】 （ア 学習指導要領に基づいた消費生活に係る学習の履修）	アには「……学習の履修」と書かれており、「履修」だと公的な教育機関で決められた内容を計画的に学習するような感じだが、事業番号 142 は、公的な教育機関でないところで実施される場合だと思われるので、「履修」という言葉は適切でないと思う。「実践」などの方がいいのではないか。「履修」を使いたいのなら、142 番をこの項目から除くやり方もあると思う。（142 については、151 でも再掲）
3	資料 5	全般	この計画は広範囲にわたり、具体的な取り組みや担当する課や関係機関まで丁寧に述べられているので、「目次」だけでなく、「消費者基本計画 骨子」のような図をつけておけば、計画の全体像や内容の把握が容易になると思う。 また、先の計画の様に写真や図表なども適宜挿入されていたら理解しやすいと思う。
4	資料 5	全般	消費生活に関する様々な支援者がいることが計画を読んでよく分かった。（消費生活相談員、消費生活推進リーダー、くらしのアドバイザー、情報アドバイザー、消費者教育コーディネーター等々） この計画をだれが読むかということを考えると、消費生活に関する専門家や行政だけでなく、教員や公民館主事、老人クラブ、女性団体、一般の県民など様々な方がいると思うので、この支援者の役割や連絡先などを一覧表にまとめたものをつけておけば、適切な支援を受け易いと思う。

番号	該当資料	該当箇所	ご意見
5	資料2 ～5	基本方針2 (3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進	①「デジタルリテラシーの向上」等の記載にあたっては、「GIGAスクールとの連携」といった文言があってもよいのではないかと思う。  ②基本方針2の「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」の中に「②金融経済教育の推進」があることに違和感があるので、(3)の表記について、内容にあわせて修正してはどうか。
6	資料3 ～5	評価指標 基本方針3	指標「商品等選択時に・・・影響を考慮する人の割合」について、「エシカル消費」普及のためにも「エシカル」又は「エシカル消費」の文言を「目標項目」又は「内容」に入れてはどうか。
7	資料5	P5～11 第2章 富山県における消費生活の現状と課題 1 消費者を取り巻く環境の変化	物価の高騰、賃上げを確実な流れにしていく動きも強くなり、価格転嫁も求められている状況にあり、価格の上昇の動きは止まる兆しが見通せない状況にある。消費生活にも影響していることから、これに関連した消費行動の変化に対して、施策が示されていると理解している。そこで、「価格上昇の動向」のような内容で、追加するのはどうか。
8	資料5	P66 204 とやま地産地消ポイント事業	今年の米価格の上昇などや、エシカルの視点から、もう少し広い視野で食料の消費について考える必要があるのではないかと思う。地産地消に加えエシカル消費の視点で、「国産」を広める施策を検討してみるのはいかがでしょうか。
9	資料5	P4 「2 計画の位置づけ」のあと	国の法律および県の条例、関連する県の他の基本計画や推進計画・プラン（あれば）との関係が分かるイメージ図があれば分かりやすい。
10	資料5	P55 ②【施策の方向性】 (ア ライフステージに応じた出前講座の実施)	・家庭一保護者への働きかけは必要であると考え。 (P57 事業番号 162「親学び講座による家庭教育支援」が掲載されている。)。 ・外国人の方への対応について、どこかに記載があればよい。

番号	該当資料	該当箇所	ご意見
11	資料5	P61 ②【施策の方向性】 (ア 教職員向けの研修会の開催)	教員に専門性を高めてもらうには、(独)国民生活センター等で実施されている教員向け研修等の情報を提供したり、県で研修派遣を1名でも派遣するような施策も今後検討してほしい。
12	資料5	P30~71	P30の基本方針1、(1)の次に「施策の表」が掲載されているが、P31にも、「ア 商品等による危害の防止」の「施策の内容の表」がある。これをまとめて見やすくしてはどうか。場合によっては、最初の「施策の表」を削除してはどうか。(以降の頁も同様に修正を行ってはどうか)

## 2 その他

番号	該当資料	該当箇所	ご意見
1	資料5	P20 ③「誰にも相談したり、伝えたりしなかった」の理由	H30年度とR6年度との比較で見ると、数は少ないものの「相談する適切な相手がいなかった」が、3~4倍になっているのが気になった。これは「地域での孤立化(孤立しやすい社会になってきていること)」と関係していると考えられるが、地域の身近なところで相談できる環境をつくるのがカギになると思います。
2	資料4	基本方針1 基本方針2	目標項目「【新】誰にも相談しなかった県民の割合」を「30%以下」にしていく目標があげられており、その達成のためには「消費者教育担い手」の方の活動はとても大切になると思う。毎年30名の「育成研修」をしようと思うが、それに合わせて実施しながら学ぶことができる「『消費者教育担い手』フォローアップ研修」も実施していただければ、より効果があがると思います。
3	全般	全般	5年間の計画の中で、途中でフォローや見直しはするのか。評価指標、県民アンケート、施策の実施状況も含め、フォロー&チェックがないと意味がないように思います。

番号	該当資料	該当箇所	ご意見
4	全般	全般	これからもさらにデジタル中心の消費生活になることを考えると、デジタルの苦手な人が学習し相談できる体制を整えることが重要ではないかと思う。公民館や市町村の学習センターなどの身近な所に、デジタルに関する支援者がいる環境を整えていただければと思います。(国の素案 16 ページには、本計画期間中の目標として、「デジタルリテラシーを習得する環境にない消費者の支援方策が検討される」と書かれている。)
5	資料 5	P53 基本方針 2	テレビで、高校生がスマホを使って、闇バイトで後戻りができなくなるシミュレーション体験をしていた。このような体験ができる講座などがあれば、幅広い年代の方々に防止予防策を認知してもらえと思います。
6	資料 5	P73 評価指標 「消費者教育の担い手」	「担い手を毎年 30 人ずつ育成することを目指す」とあるが、育成の具体的な計画があればご教示願いたい。